

高千穂町立田原小学校いじめ防止基本方針

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトへの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められております。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本方針を「高千穂町立田原小学校いじめ防止基本方針」を定めています。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を訴えているものをいう。
(いじめ防止対策推進法)

2 田原小学校のいじめの定義

- 田原小学校の児童等に対して、田原小学校に在籍している他の児童が行う心理的または物的影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者を含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- いじめの態様には、次のようなものがある。
 - ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをさせられる 等

3 いじめの理解

- (1) いじめは、いつでも、どこにでもあるという気持ちをもって対応する。
- (2) 「暴力を伴ういじめ」だけでなく、「暴力を伴わないいじめ」（いやがらせ、いじわる、仲間はずし、無視、陰口等）も、生命または身体に重大な危険を生じさせる。

4 いじめ防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

- 学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- すべての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりを行う。

- (2) いじめの早期発見
 - 大人は、児童のささいな変化に気づく力を高める。
 - ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する
- (3) いじめへの早期対処
 - いじめを受けた児童や知らせてきた児童の安全を確保する。
 - いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。
 - 組織的な対応をする。
 - 家庭や教育委員会への連絡・相談、事案に応じて、関係機関との連携が必要である。
- (4) 地域や家庭との連携
 - 地域の関係団体等と学校関係者がいじめ問題について協議する機会を設ける。
- (5) 関係機関との連携
 - 関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携が必要である。
 - 普段から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議を開催する。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のための組織（別表1）

いじめの防止等を実行的に行うため、「いじめ・不登校対策委員会」（スマイル委員会）を設置します。現状の実態把握と予防、早期発見、指導、対処について全職員で共通理解を図るために開催する。なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとする。

2 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめ防止

ア 児童が主体となった活動

- 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。
 - ・ 異学年班活動（遠足、体ぐんぐんタイム、清掃活動、地域ボランティア等）

イ 教師が主体となった活動

- 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。
- 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談の日を設け、児童に寄り添った相談体制づくりを目指す。
- 家庭・地域ぐるみでいじめ防止の取り組みを進めるために、保護者や地域との連携を推進する。

(2) いじめの早期発見（別表2、3）

- ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。
- イ 定期的に教育相談の日を設け、児童が相談しやすい雰囲気作りを目指す。
- ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に毎月アンケート調査を実施する。
- エ いじめ・不登校対策委員会において、上記の相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。

(3) いじめに対する措置 (別表4)

ア いじめを発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐにやめさせる。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全を最優先に措置をとる。
- いじめの事実について、生徒指導主事及び管理職に速やかに通報する。

イ 情報の共有化

- アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ・不登校対策委員会の関係職員に報告し、情報の共有化を図る。

ウ 事実関係の調査

- 速やかにいじめ・不登校対策委員会を開き、調査方針を決定する。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が町教育委員会へ直ちに報告する。
- 児童及び教職員の聞き取りに当たっては、生徒指導主事のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任する。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行う。いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを、予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する

エ 解決に向けた指導及び支援 (別表5、6、7、8)

- 専門的な支援等が必要な場合には、町教育委員会及び警察署等関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者と適時・適切な情報の共有を図る
- 指導及び支援方針の変更が必要な場合は、随時いじめ・不登校対策委員会で決定する。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ・不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
- 指導及び支援を行うに当たっては、別表5、6、7、8に留意して対処する。

オ 関係機関への報告

- 校長は町教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体、財産への被害など、いじめが犯罪であると認められる場合には、所轄の警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

カ 継続指導、経過観察

- 全職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の子どもの誹謗中傷を不特定多数のものや掲示板等に送信する、特定の子どもになりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の子どもの個人情報に掲載する等を言い、犯罪行為である。

イ 予防の取組

- 年間指導計画に基づき、児童の発達段階に合わせて情報モラル教育を行う。
- 保護者や高学年児童を対象にした講習会を年1回程度実施し、情報器機（携帯電話やパソコン等）の使用方法やフィルタリングの仕方等について学ぶ機会をつくる。その上で、各家庭の実態に合わせたルールづくりを勧める。
- 職員研修を通して、ネットいじめ防止への対応や問題が起きた場合の対処方法等（相談窓口、有害・誹謗中傷書き込みの削除依頼方法、発信者開示請求の方法、心のケアの必要性等）について理解を深める。
- 懇談会やPTA総会での啓発や小・中学校、地区青少年健全育成協議会等と連

携した啓発活動等によるネットいじめ防止への組織的な対応を図る。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 児童が自殺を企画した場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 身体に重大な障がいを負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
- イ 児童が相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがあると認める場合
- 年間30日を目安として欠席している場合
 - 一定期間連続して欠席している場合
- ウ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(2) 対応

- ア 重大事態が発生した場合には、校長が直ちに町教育委員会に報告する。
- イ 町教育委員会が設置する組織に全面的に協力する。求めに応じ、資料等を提出する。

4 その他の留意事項

- (1) 校務の効率化の推進
- (2) 関係機関との連携
- (3) 基本方針の定期的見直し

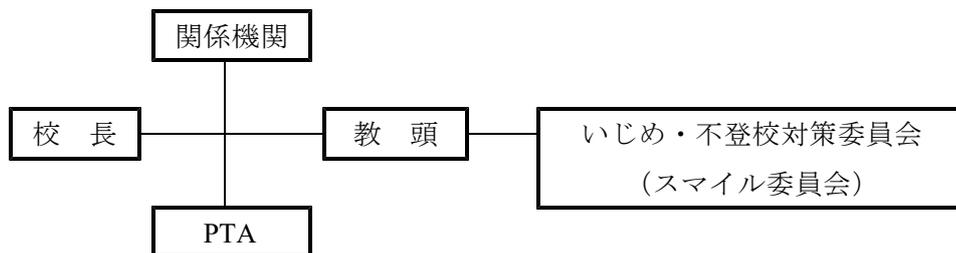
田原小学校いじめ・不登校対策委員会（スマイル委員会）

(別表1)

ア 目的

- 児童の健全育成を図り、豊かな自己実現を目指す指導の在り方を考える。
- いじめ・不登校の問題行動を予防するとともに、その早期発見に努める。
- いじめ・不登校の問題行動に関して、広くその情報収集を図る。
- いじめ・不登校の問題行動が発生したときには、早急にその対策を講じる。
- いじめ・不登校対策委員会は、全職員の共通理解を図るために、月1回開く。

イ 組織



- ※ 対策委員会は全職員で構成する。
- ※ PTAは学校の要請に応じて、対策委員会に加わる。
- ※ PTAは、三役及び生活環境部長・副部長とする。

ウ 開催要因

- (ア) 現状の実態把握と指導・対応について全職員の共通理解を図るために開催する。
- (イ) 緊急に全職員で対処・指導に当たる必要が生じたときも開催する。

いじめられた児童・いじめた児童に見られるサイン

(別表2)

1 いじめられた児童のサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の会	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

2 いじめた児童のサイン

いじめた児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。

教室や家庭でのいじめのサイン

(別表3)

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休

み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の児童の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。

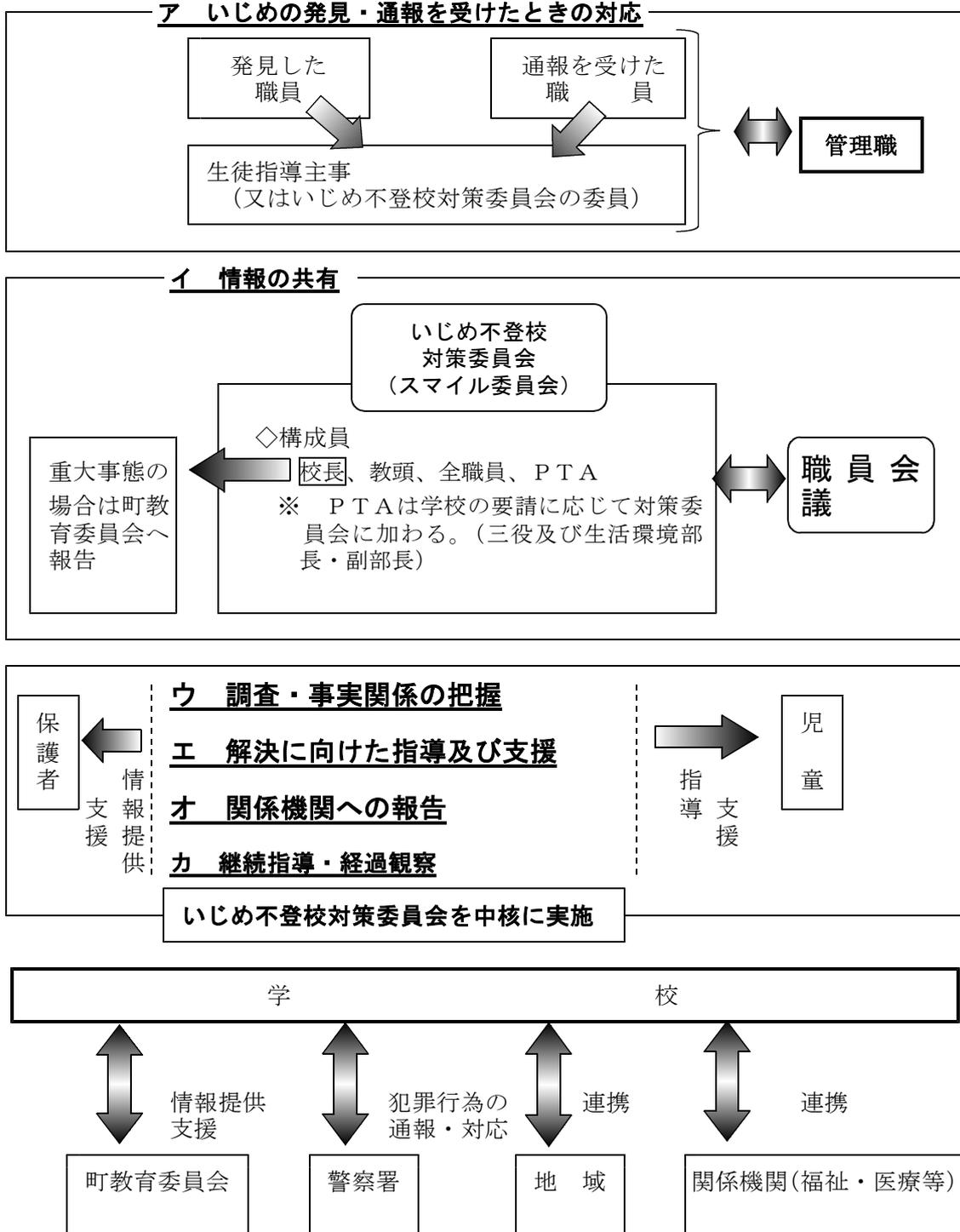
壁、机等にいたずら、落書きがある。
机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応） （資料4）



<p>いじめられた児童への支援</p> <p>いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全・安心を確保する。 ○ 心のケアを図る。 ○ 今後の対策について、ともに考える。 ○ 活動の場等を設定し、認め、励ます。 ○ 温かい人間関係をつくる。 <p>いじめられた児童の保護者への支援</p> <p>いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ じっくり話を聞く。 ○ 苦痛に対して、本気になって精一杯の理解を示す。 ○ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

<p>いじめた児童の支援</p> <p>いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの事実を確認する。 ○ いじめの背景や要因の理解に努める。 ○ いじめられた児童の苦痛に気づかせる。 ○ 今後の生き方を考えさせる。 ○ 必要がある場合は適切に長会を行う。 <p>いじめた児童の保護者への支援</p> <p>事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童や保護者の心情に配慮する。 ○ いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。 ○ 何か気づいたことがあれば報告してもらう。 <p>保護者同士が対立する場合などへの支援</p> <p>教職員が間に入って関係調整が必要となる場合は、中立、公平性を大切に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。 ○ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。 ○ 教育委員会や関係機関と連携して解決を目指す。

<p>被害、加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。 ○ 自分の問題として捉えさせる。 ○ 望ましい人間関係づくりに努める。 ○ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。
--